

オーストラリアの年金制度の現状と課題

中 川 秀 空

- ① オーストラリアの公的年金制度はいわゆる2階建てであり、1階にあたる税を財源とする社会保障制度の老齢年金（Age Pension）と、2階にあたる事業主の強制拠出と被用者や自営業者の任意拠出によるスーパーアニュエーション（退職年金保障制度）から構成される。
- ② 老齢年金は、税で賄われるため保険料負担はない。現役時代の所得や納税額と関係なく、一定額が支給される年金であり、我が国における基礎年金保険料の未納のような問題は発生しない。また、老齢年金は生活保護的色彩の強い年金で、ミーンズテスト（資力調査）があり、所得や資産の多い高齢者は、受給額が減額あるいは停止される。老齢年金の受給対象者はオーストラリアに一定期間住む居住者で、65歳以上の高齢者（女性は65歳に引上げ中）である。
- ③ スーパーアニュエーションは、雇用主に掛金の強制的な拠出を義務付け、被用者の退職に備えて資産を積み立てることで、1階部分の老齢年金を補完し、高齢者の所得保障の強化を図るものである。雇用主による掛金は、被用者の任意の掛金と合わせてファンドで運用され、その運用実績が個人ごとの勘定に積み立てられる。また、スーパーアニュエーションの促進のため、政府による助成も行われている。
- ④ オーストラリアの高齢化率は13.8%、合計特殊出生率は1.88と、年金を支える人口的要因は、我が国よりも状況が良い。しかし、それでも、約40年後の2050年には、高齢化率は22.6%に上昇すると見られている。現在は現役世代5人で高齢者1人を支えているが、2050年には2.7人で1人の高齢者を支えなくてはならない。
- ⑤ このような高齢化の進展は、今後40年間、政府の財政に深刻な影響を与える。オーストラリア政府のレポートでは、高齢化による年金給付費や医療費の増加により、政府の総支出のGDP比は、2015-16年度における22.4%から、2049-50年度には27.1%に上昇すると見られている。老齢年金に限れば、その給付費は、GDP比で現在の2.7%から3.9%へ上昇する。
- ⑥ 高齢化が進む中で年金制度を持続するには、将来のオーストラリア国民がその負担に耐えられるものでなくてはならない。このためオーストラリア政府は、2009年に、老齢年金について「支給開始年齢の引上げ」、「所得テストの強化と年金資源の低所得者への重点化」、「高齢者の就労促進」等の改革を実施した。また、スーパーアニュエーションの強制的掛金率を引き上げることも決定した。
- ⑦ しかし、老齢年金給付費の上昇は、政府の見通しよりも大きいとの観測もある。このため、「さらなる支給開始年齢の引上げ」などの改革案が議論されている。

オーストラリアの年金制度の現状と課題

社会労働調査室 中川 秀空

目 次

はじめに

I 老齢年金

- 1 老齢年金の概略
- 2 受給要件
- 3 支給額
- 4 ミーンズテスト

II 障害補助年金

- 1 障害補助年金の概略
- 2 受給要件
- 3 支給額
- 4 ミーンズテスト

III スーパーアニュエーション

- 1 スーパーアニュエーションの概略
- 2 加入対象者
- 3 掛金
- 4 ファンド
- 5 給付

IV 人口高齢化と年金制度の改革

- 1 オーストラリアの人口高齢化
- 2 最近の年金改革

V 今後の課題

おわりに

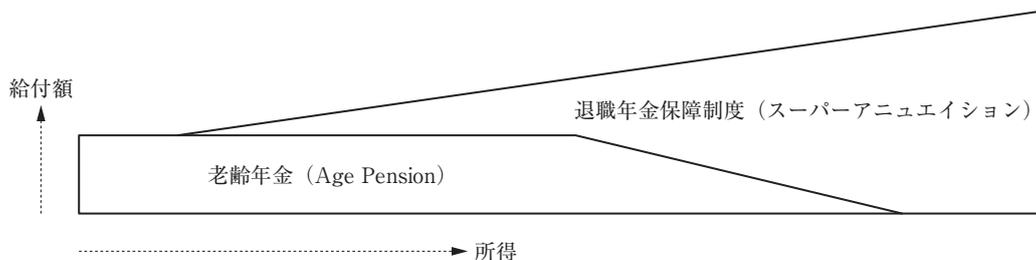
はじめに

オーストラリアの公的年金制度はいわゆる2階建てであり、1階にあたる税を財源とする社会保障制度の老齢年金 (Age Pension) と、2階にあたる事業主の強制拠出と被用者や自営業者の任意拠出による退職年金保障制度 (Superannuation Guarantee、以下スーパーアニュエーションという) から構成される (図)。老齢年金は生活保護的色彩の強い年金で、ミーンズテスト (資力調査) があり、所得や資産の多い高齢者は、受給額が減額あるいは停止される。老齢年金の受給対象者はオーストラリアに一定期間住む居住者 (市民権または永住権保持者) で、65 歳以上の高齢者 (女性は65歳に引上げ中) である。一方、スーパーアニュエーションは、雇用主が被用者のためにスーパーアニュエーションのファンドに掛金を拠出する強制的な積立制度である。セーフティーネット機能を果たす老齢年金をベースに、それを補うための政府が関与する強

制的な積立方式のスーパーアニュエーションが置かれているのが、オーストラリアの年金制度の特徴である。

オーストラリアの人口は約 2230 万人 (2011 年) であり、そのうち 65 歳以上の高齢人口の比率 (高齢化率) は 13.8% と、我が国と比べると高齢化の状況は緩やかである⁽¹⁾。合計特殊出生率⁽²⁾についても、1.88 (2011 年) と我が国より高い水準を維持している⁽³⁾。年金を支える人口的要因は、我が国よりも状況が良い。しかし、それでも、約 40 年後の 2050 年には、高齢化率は 22.6% に上昇すると見られている。現在は現役世代 5 人で高齢者 1 人を支えている状況であるが、2050 年には 2.7 人で 1 人の高齢者を支えなくてはならない。このため、2009 年には、老齢年金の支給開始年齢の引上げなどの年金改革が実施されたが、なお、高齢者の就労促進のためのインセンティブ導入や、さらなる支給開始年齢の引上げなどの改革案が議論されている。

図 オーストラリアの年金制度



(出典) 筆者作成。

(1) Australian Bureau of Statistics, "Australian Demographic Statistics 2012." <[http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/BEC1AAE4C2BED109CA257A8500206850/\\$File/31010_Mar%202012.pdf](http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/BEC1AAE4C2BED109CA257A8500206850/$File/31010_Mar%202012.pdf)>

(2) オーストラリアでは、戦後のベビーブームの最終期の 1961 年において、合計特殊出生率 (1 人の女性が一生の間に生む子どもの数) は 3.5 とピークを迎えた。1960 年代、1970 年代に急速に下がり、1980 年代には落ち着いたものの 2001 年まで下がり続けた。その後、合計特殊出生率は少し改善し、2008 年には 2.0 近くまで上昇した。オーストラリアの合計特殊出生率は、イタリア、ドイツ、日本、カナダなど多くの OECD 諸国よりも高いが、ニュージーランドやアメリカよりは低い。2050 年までの人口予測では、合計特殊出生率が 2013 年までに 1.9 に下がるとし、その後この数値が続くと仮定している。Commonwealth of Australia, "Australia to 2050: future challenges, Chapter 1: Long-term demographic and economic projections," *Intergenerational Report 2010*, January 2010, p.6. <http://archive.treasury.gov.au/igr/igr2010/report/pdf/IGR_2010.pdf>

(3) Australian Bureau of Statistics, "Births, Summary statistics for Australia(a)." <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3301.0>>

I 老齢年金

1 老齢年金の概略

老齢年金制度は、高齢者の基礎的生活費⁽⁴⁾を賄うことを目的とする給付であり、オーストラリアの高齢者所得保障制度の根幹をなすものである。老齢年金は社会保険方式でなく、税を財源とする制度である。所得や資産の少ない高齢者のセーフティーネットとしての役割を担い、ミーンズテストにより、年金を最も必要とする高齢者に重点を置いている。

オーストラリアの公的年金制度の歴史は古く、1908年の法律で、65歳以上の男性および60歳以上の女性の高齢者に対する所得保障として、全国民共通の定額の老齢年金が創設された⁽⁵⁾。制度創設当初からミーンズテストつきの税方式の年金として導入され、その性格は今日に至るまで維持されている。導入当時は、20歳の男性のうち支給開始年齢の65歳まで生存する者は58%であり、また65歳時の男性の平均余命は11年であったので、財政的には余裕のある年金制度であった。その後、制度は幾度か修正されてきたが、大きな改革があったのは1960年代から1970年代にかけてである。1969年には段階的資力調査 (tapered means test) が導入され、このときから部分年金が支給されるようになった。また、1970年代にウィットラ

ム労働党政権下で、年金額が男子平均賃金の20%から25%近くまで引き上げられた。⁽⁶⁾

ウィットラム労働党政権では、1973年に75歳以上の高齢者の老齢年金についてミーンズテストを廃止、1975年に70歳以上の老齢年金についても同テストを廃止、さらに、1976年に、年齢に関係なく資産テストを廃止するなど、老齢年金の普遍化が進められた。しかし、その後フレーザー保守連立政権に交代すると、経済低迷などから年金制度の見直しを迫られ、1978年に70歳以上の高齢者に対して所得テストが再導入され、また1984年には資産テストが再導入されるなど、再びミーンズテストが復活し今日に至っている⁽⁷⁾。最近では2009年に、単身世帯の年金水準の引上げ、ミーンズテストの強化、支給開始年齢の引上げなどの改革が行われている。

老齢年金は、オーストラリア国内に一定期間居住していたことで受給できる。支給額は、単身世帯と夫婦世帯（事実婚等を含む）で異なる。また、ミーンズテストにより、一定以上の所得または資産がある者は減額されるため、実際の支給額は受給者の所得や資産によって異なる。老齢年金の受給資格がある場合は、家賃補助 (Rent Assistance)⁽⁸⁾や補足年金 (Pension Supplement)⁽⁹⁾などの他のサポートも受けられる。

老齢年金は、税により賄われるため保険料負担はない。現役時代の所得や納税額と関係なく、

(4) オーストラリアでは、基礎的なつましい引退生活を送るには、夫婦世帯で年間に3万1675豪ドル、単身世帯で2万1930豪ドルが必要と見られている。これは、老齢年金の給付水準よりも少し高いレベルである。また、数回の旅行や、私的医療保険、自家用車の保有など快適な引退生活を送るには、夫婦世帯で年間に5万5249豪ドル、単身世帯で4万407豪ドルが必要とされている。Australian Securities & Investments Commission, *Super decisions*, 2011, p.37. <<https://www.moneysmart.gov.au/media/275360/super-decisions.pdf>>

(5) 連邦政府による老齢年金の導入以前に、先行してニューサウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州で老齢年金が実施されていた。

(6) Rice Warner Actuaries, *Reforming the Age Pension*, August 2012, pp.2-3. <http://www.ricewarner.com/images/newsroom/1346029730_Reforming%20the%20Age%20Pension.pdf>

(7) 丸尾美奈子「オーストラリアの年金制度について」『日本年金学会誌』30, 2011, p.70.

(8) 老齢年金やその他の手当を受給している者が家賃を払っている場合は、家賃補助が受けられる。家賃には、下宿代や借地料などが含まれる。家賃補助の額は、その家賃の額やタイプ、単身世帯か夫婦世帯かなどによって異なる。例えば単身世帯の場合、その最大額は2週間で121.00豪ドルである(2012年9月20日~2013年3月19日)。Australian Government, Department of Human Services, "Rent Assistance." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/rent-assistance>>

一定額が支給される年金である。したがって、我が国における基礎年金保険料の未納のような問題は発生しない。家族・住居・地域サービス・先住民問題省 (Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs: FaHCSIA) が老齢年金を運営しており、2010-11年度における老齢年金の総給付額は、322億ドル(豪ドル。以下、単にドルという)である。また、老齢年金の受給者数は222万人で、支給開始年齢以上の人口の約7割となっていた⁽¹⁰⁾。

2 受給要件

老齢年金を受給するには、年齢要件と居住要件を満たさなくてはならない。支給開始年齢は、男性は65歳である。女性の支給開始年齢は段階的に引上げ中であり、2013年7月に65歳となる。また、さらに男女とも2017年から2年に6か月ずつ段階的に引き上げ、2023年には支給開始年齢は67歳となる予定である⁽¹¹⁾。

老齢年金を受給するには、請求時において、オーストラリアの市民権あるいは永住権を保有する居住者で、かつオーストラリアに現に在住している必要がある。さらに、少なくとも10年間はオーストラリアに居住していなくてはならず、そのうち少なくとも5年間は連続した期間でなくてはならない。10年間の居住要件は、長期の居住に伴う納税・消費などによるオース

トラリア国家への貢献が必要であるとの考え方に基づく。オーストラリアと社会保障協定を締結している国における一定の居住期間を、オーストラリアでの居住期間としてカウントすることも可能である。また、難民としてオーストラリアに入国した場合など、居住要件が免除されることもある⁽¹²⁾。

3 支給額

老齢年金の基本支給額(最大額)は、2012年9月20日~2013年3月19日において、単身世帯においては2週間に712.00ドル、夫婦世帯においては、それぞれ536.70ドル(合算で1,073.40ドル)である(表1)。また、これらの基本支給額に対する付加的な給付として補足年金が支給される。補足年金の額は、単身世帯においては最大で2週間に60.60ドル、夫婦世帯においては91.40ドル(合算)である⁽¹³⁾。夫婦世帯が病気のため離れて生活している場合は、それぞれ、単身世帯のレートで支給される。夫婦世帯において、一方のパートナーが年金を受給していない場合は、他方のパートナーに夫婦世帯のレートで支給される⁽¹⁴⁾。また、2009年の年金改革により所得テストが強化されたため、それ以前から年金を受給していた者で、改正のためにその支給額が低くなる者については、経過措置によるレートが適用されることになって

(9) 補足年金は、通信費や薬代など生活費の足しとして、通常の老齢年金に付加して支給される。その最大額は単身世帯で2週間に60.60豪ドルである(2012年9月20日~2013年3月19日)。なお、部分年金の受給者にも支給される。Australian Government, Department of Human Services, "Pension Supplement." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/pension-supplement>>

(10) Australian Bureau of Statistics, "Income and Community Support," *Year Book Australia*, 2012. <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@nsf/Lookup/by%20Subject/1301.0~2012~Main%20Features~Income%20and%20community%20support~194>>

(11) 1947.7.1~1948.12.31の生まれの女性は64.5歳、1949.1.1~1952.6.30の生まれの女性から65歳となる。また、男女とも1952.7.1以降の生まれの者から、さらに段階的に引き上げられ、1957.1.1以降の生まれの者は67歳となる。Centrelink, *A guide to Australian Government payments*, 1 January - 19 March 2013, p.12. <<http://www.humanservices.gov.au/spw/corporate/publications-and-resources/resources/co029/co029-1301en.pdf>>

(12) *ibid.*

(13) Australian Government, Department of Human Services, "Payment Rates for Age Pension." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/centrelink/age-pension/payment-rates-for-age-pension>>

(14) Centrelink, *A guide to Australian Government payments*, 20 September - 31 December 2012, p.12. <<http://www.humanservices.gov.au/spw/corporate/publications-and-resources/resources/co029/co029-1209en.pdf>>

表 1 老齢年金給付額（2週間、2012年9月20日～2013年3月19日）

	老齢年金（ドル）	補足年金（ドル）
単身世帯	712.00	60.60
夫婦世帯（各自）	536.70	—
夫婦世帯（合算）	1,073.40	91.40
病気で離れている夫婦世帯（各自）	712.00	60.60

（出典） Australian Government, Department of Human Services, “Payment Rates for Age Pension.” <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/centrelink/age-pension/payment-rates-for-age-pension>> に基づき筆者作成。

いる⁽¹⁵⁾。

支給額の水準は、以前は、単身世帯の場合は男性の平均週賃金の25%、夫婦世帯は40%であったが、2010年3月から単身世帯は27.7%、夫婦世帯は41.76%に増額された⁽¹⁶⁾。支給額は、その実質価値を維持するために、3月と9月に消費者物価指数等によって改定される。

生活費等の支出に必要な場合、老齢年金の前払の活用も可能である。前払は、将来（26週間）の老齢年金の支給額から返済する。前払には、最低額と最大額の制限があり、単身世帯においては、最低額は370.05ドル、最大額は1,110.15ドル、夫婦世帯の場合は各人にそれぞれ278.95ドルから836.85ドルである（2012年9月20日～2013年3月19日）⁽¹⁷⁾。

老齢年金は、オーストラリア政府の出先機関であり、社会保障給付等のサービスを行って

るセンターリンク（Centrelink）により、2週間ごとに銀行、消費者信用組合等の口座に振り込まれる⁽¹⁸⁾。

4 ミーンズテスト

老齢年金の受給に際しては、いわゆるミーンズテストが実施され、センターリンクにおいて審査が行われる。ミーンズテストには所得テストと資産テストがあり、一定以上の所得あるいは資産がある場合、年金額は減額される⁽¹⁹⁾。両者の調査により、それぞれの算定方法で年金の支給額を算出した結果、低い方の支給額が適用される⁽²⁰⁾。ほとんどの高齢者がミーンズテストを受けて老齢年金を受給するため、我が国の生活保護を受ける際の資力調査とは受け止められ方が違い、国民に広く浸透した仕組みとなっている⁽²¹⁾。ただ所得テストが、高齢者の

(15) 経過措置による支給額は、新制度による支給額と比較され、経過措置による支給額が新制度による支給額よりも高い間は、経過措置によるレートが適用される。新制度による支給額が経過措置による支給額以上になれば、新制度のレートが適用される。所得の変化により経過措置のレートから新制度のレートに変わった場合は、元の経過措置のレートに戻ることはできない。また、何らかの理由（例えば、長期にオーストラリアを離れ、帰国後に支給が再開される場合など）により、ひとたび年金の支給が停止された後に再開される場合は、経過措置のレートではなく、新制度のレートが適用される。Australian Government, Department of Human Services, “Age Pension.” <<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/age-pension>>

(16) United Nations Questionnaire on social protection of older persons addressed to Governments by the Independent Expert on the question of human rights and extreme poverty, “Australia,” p.2. <<http://www.ohchr.org/Documents/Issues/EPoverty/older/Australia.pdf>>

(17) Australian Government, Department of Human Services, “Options for receiving an advance payment.” <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/advance-payment#a2>>

(18) Centrelink, *op.cit.*(14), p.12.

(19) 視覚障害者で老齢年金あるいは障害年金を受給している場合は、所得テストは免除される。Australian Government, Department of Human Services, “Income test for pensions.” <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/income-test-pensions>>

(20) ミーンズテストにより老齢年金の受給資格から外れるのは、老齢年金受給対象者の2割弱で、老齢年金受給者の約6割が満額の老齢年金を受給し、減額の程度はそれほど大きくない。このため、救済的な社会保障制度ではなく、緩やかな峻別であると言われている。丸尾 前掲注(7), pp.70-71.

就労意欲を阻害していると言われており、後述のように、所得テストから就労所得を除外すべきであるという主張も見られる。

(1) 所得テスト

単身世帯の場合、2週間における所得が152ドルまでであれば満額が支給される（2013年1月時点）⁽²²⁾。152ドルを超えると、1ドルにつき50セントの割合で減額される。以前は、1ドルにつき40セントの減額であったが、2009年の年金改革で50セントの減額に強化された⁽²³⁾。夫婦世帯の場合、2週間における所得が268ドルまでであれば満額が支給される。268ドルを超えると、合算で1ドルにつき50セントの割合で減額される。老齢年金が全額カットされる所得水準は、単身世帯において2週間で

1,697.20ドル、夫婦世帯において2,597.60ドルである（表2）⁽²⁴⁾。

(2) ワーク・ボーナス制度

ワーク・ボーナス制度は、老齢年金受給者の就労を促進するために、所得テストにおいて就労所得の一部を控除する制度であり、2009年の年金改革で導入された。2011年に一部改正され現在の姿になっている⁽²⁵⁾。すなわち、2週間につき雇用されて得た所得の最初の250ドルは、所得テストの所得としては算入されない。例えば、2週間で400ドルの賃金を得ている老齢年金受給者の場合、250ドルが控除され、所得テストでは150ドルの所得とみなされる⁽²⁶⁾。単身世帯の場合、老齢年金の満額を受けるための所得の上限は152ドル（2012年12月時点）で

表2 所得の上限額（2週間 2013年1月時点）

	老齢年金支給額（ドル） 補足年金額を含む	所得の上限（ドル）	
		満額支給	部分支給
単身世帯	772.60	152.00	1,697.20
夫婦世帯（合算）	1,164.80	268.00	2,597.60
病気で離れている夫婦世帯（合算）	1,545.20	268.00	3,358.40

（出典） Australian Government, Department of Human Services, "Income test for pensions." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/income-test-pensions>>; Centrelink, *A guide to Australian Government payments*, 1 January - 19 March 2013. <<http://www.humanservices.gov.au/spw/corporate/publications-and-resources/resources/co029/co029-1301en.pdf>> に基づき筆者作成。

(21) 丸尾美奈子「オーストラリアの年金制度について—資力調査と税制優遇で自律的な準備を促進—」『ニッセイ基礎研 report』149号, 2009.8, p.19.

(22) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*⁽¹⁹⁾

(23) 2009年の所得テストの強化により影響を受ける受給者（受給者の約30%）を守るため、経過措置（従来通り152ドルを超える1ドルにつき40セントの減額）が講じられている。Super Guide, "Age Pension: March 2012 rate now available." <<http://www.superguide.com.au/superannuation-basics/age-pension-march-2012-rates>>

(24) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*⁽¹⁹⁾

(25) 導入当初のワーク・ボーナスは、賃金の最初の500ドルまでの半分を所得テストにおける所得に算入しないというものであったが、2011年7月から、最初の250ドルが所得テストにおける所得に算入しないと改正された。例えば、2週間に250ドルの所得のある老齢年金受給者の場合、以前のルールでは125ドルが所得とみなされたが、新ルールでは所得はゼロとみなされる。Australian Government, Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, "New Work Bonus." <<http://www.fahcsia.gov.au/our-responsibilities/seniors/programs-services/new-work-bonus>>

(26) 2009年9月の年金改革の結果、支給額が減った受給者を保護するため、経過措置によるレートが適用される。この経過措置のレートの計算には、旧所得テストのルールが適用され、ワーク・ボーナスは、この経過措置のレートの計算には適用されない。経過措置によるレートを受けている場合は、新規のレートでかつワーク・ボーナスが適用される場合のレートと比較される。経過措置によるレートよりも、新規のレートの方が高い場合は、新規のレートが適用される。Australian Government, Department of Human Services, "Work Bonus." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/work-bonus>>

ある。したがって、他の所得がない限り、402ドルまでの賃金であれば、満額の老齢年金を受給することが可能である。⁽²⁷⁾

また、2週間に於いて所得がない、あるいは250ドル未満であった場合、その使用されない控除額については、最大で6,500ドルまでワーク・ボーナス勘定に蓄積できる。2週間に於ける所得が250ドルを超える場合、ワーク・ボーナス勘定に蓄積があれば、超えた所得分について控除に充てることができる。したがって、老齢年金の受給者は、継続的あるいは臨時的に就労しようが、毎年度、6,500ドルまで、所得テストにおける所得を控除することが可能である。なお、ワーク・ボーナスは賃金に適用され、自営所得や投資、スーパーアニュエーションの収入などには適用されない。⁽²⁸⁾

(3) 資産テスト

資産テストで査定される資産には、預貯金、債券、株、信託財産、スーパーアニュエーションのファンドの資産、別荘などの不動産、ビジネス、農場、営業権などの価値、生命保険の解約戻戻金、貸付金、自動車、住居として使用していないボート、トレーラーハウス、趣味のためのコレクションなどが含まれる。一方、自宅

用の家と土地は含まれない。資産価値は、一般的に市場で売却した場合の価格である。⁽²⁹⁾

資産テストの上限額は、毎年3月と9月に改定される。単身世帯で持家がある場合、資産が19万2500ドル以下であれば満額の老齢年金を受給できる(2013年1月時点)。持家がない場合は、33万2000ドル以下であれば満額を受給できる。夫婦世帯においては、持家がある場合には、資産が27万3000ドル以下であれば満額の老齢年金を受給できる。持家がない場合は、41万2500ドル以下であれば満額を受給できる。年金額は、資産がこの満額受給基準を1,000ドル上回るごとに2週間あたり1.5ドル(夫婦世帯の場合0.75ドル)減額される。部分的にでも受給できるのは、単身世帯においては、持家有りで70万7750ドル以下、持家なしで84万7250ドル以下の者である。夫婦世帯においては、持家有りで105万ドル以下、持家なしで118万9500ドル以下である(表3)。⁽³⁰⁾

II 障害補助年金

1 障害補助年金の概略

一定以上の重度の身体的、知的あるいは精神的障害があり、かつ今後2年間について就労で

表3 資産上限額 (2013年1月時点)

	満額年金受給の資産上限額 (ドル)		部分年金受給の資産上限額 (ドル)	
	持家有り	持家なし	持家有り	持家なし
単身世帯	192,500	332,000	707,750	847,250
夫婦世帯 (合算)	273,000	412,500	1,050,000	1,189,500
病気で離れている夫婦世帯 (合算)	273,000	412,500	1,303,500	1,443,000
夫婦の1人のみが受給 (合算)	273,000	412,500	1,050,000	1,189,500

(出典) Australian Government, Department of Human Services, "Assets." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/assets>>; Centrelink, *A guide to Australian Government payments*, 1 January - 19 March 2013. <http://www.humanservices.gov.au/spw/corporate/publications-and-resources/resources/co_029/co_029-1301.en.pdf> に基づき筆者作成。

(27) Australian Government, Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, *op.cit.*⁽²⁵⁾

(28) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*⁽²⁶⁾

(29) Australian Government, Department of Human Services, "Assets." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/assets>>

(30) *ibid.*

きないと見込まれる場合や恒久的な重度視覚障害がある場合は、障害補助年金 (Disability Support Pension) が受けられる。障害補助年金を受給するには、老齢年金と同様の居住要件が必要であり、10年以上オーストラリアに居住していて、かつ、少なくとも5年間は連続した期間であることが求められる。オーストラリアと社会保障協定を締結している国での居住期間をオーストラリアでの居住としてカウントすることが可能であることや、難民として入国したなど、居住要件が免除される場合があることも老齢年金と同様である。障害補助年金は、全額税で賄われており、保険料負担もないが、恒久的な重度視覚障害の場合を除いてミーンズテストが課せられる。障害補助年金の受給者は、交通手当など他の給付も受けられる。2010-11年度における障害補助年金の受給者数は約81万人で、その総給付費は約134億ドルとなっていた⁽³¹⁾。

2 受給要件

障害補助年金は、16歳以上で老齢年金の支給開始年齢 (現在65歳) に達していない者が対象である。障害表で一定のポイント以上と評価される身体的、知的あるいは精神的障害を有していなくてはならない。これらの障害により、今後2年間において、週に15時間以上の労働が不能であること、労働のための訓練が受けられないこと、あるいは、恒久的な重度の視覚障害を有していることが受給の要件である。⁽³²⁾

また、障害補助年金の受給審査のために、障

害や疾病についての専門家や医師の診断書が必要である。さらに労働能力評価が求められることがある。労働能力評価は、労働が可能かどうか、どの程度可能か、職を見つけて労働を続けるにはどの程度のサポートが必要かを見るものである。35歳未満で、一定の活動能力がある障害補助年金の受給者には、定期的な面談が実施される。面談では、受給者の状況や将来計画について相談し、地域の支援サービス等の情報提供が行われる⁽³³⁾。

3 支給額

障害補助年金の受給者が21歳以上の場合、支給額は老齢年金と同じである。すなわち、障害補助年金額は単身世帯で2週間に712.00ドル、夫婦世帯で各自536.70ドルであり、補足年金額は、単身世帯で60.60ドル、夫婦世帯で各自45.70ドルである (2012年9月20日~2013年3月19日)⁽³⁴⁾。また、2009年9月20日より前に障害年金を受給していた者には、経過措置によるレートが適用されている⁽³⁵⁾。

21歳未満の障害補助年金受給者においては、年齢と家族の状況で支給額が異なる。例えば、18歳~20歳の独身者で家族と同居している者の満額受給額は2週間で379.00ドル、独立している者は516.70ドルである。障害補助年金の額は、21歳以上の者に適用される額については年に2回、21歳未満の者に適用される額については年に1回改定される。⁽³⁶⁾

(31) Australian Bureau of Statistics, *op.cit.*(10)

(32) Centrelink, *op.cit.*(11), p.14.

(33) Australian Government, Department of Human Services, "Participation requirements for Disability Support Pension." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/centrelink/disability-support-pension/participation-requirements>>

(34) Australian Government, Department of Human Services, "Payment rates of Disability Support Pension." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/centrelink/disability-support-pension/payment-rates>>

(35) 老齢年金における同様に、2009年の所得テストの強化により給付額が少なくなった受給者のため、経過措置によるレートが設けられている。この経過措置による額は、新制度による年金額と比較され、それよりも高い間は、経過措置によるレートの年金を受給する。新制度による年金額の方が高くなれば、新制度による支給に移る。

(36) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*(34)

4 ミーンズテスト

(1) 所得テスト

実際に受給できる障害補助年金の額は、受給者の所得と資産によって異なる。ただし、恒久的な重度の視覚障害のため障害補助年金を受給する場合は、所得テストも資産テストも課せられない。所得テストおよび資産テストの内容は、基本的に老齢年金の場合と同じである。例えば、単身世帯の場合、2週間の所得が152ドル以下であれば満額が受給できる。152ドルを超える場合は、超えた分の1ドルにつき50セントの割合で減額される。年金が全額カットされる所得は2週間で1,697.20ドルである⁽³⁷⁾。障害補助年金の受給者は、このような所得テストの下で、週に30時間までの労働をしながら、部分年金を受給することが認められているが、労働が週30時間を超える場合は、障害補助年金は停止される⁽³⁸⁾。

(2) 資産テスト

障害補助年金の受給者は、例えば単身世帯で持家がある場合、資産が19万2500ドル以下であれば満額が支給される。単身世帯で持家がない場合は、33万2000ドル以下であれば満額が支給される。支給額は、この満額受給基準を1,000ドル上回るごとに、2週間あたり1.5ドル減額される。部分的にでも受給できるのは、単身世帯の場合、持家有りで70万7750ドル以下、持家なしで84万7250ドル以下の者である⁽³⁹⁾。

III スーパーアニュエーション

1 スーパーアニュエーションの概略

スーパーアニュエーションは、1992年にキーティング労働党政権により導入された制度で、強制積立方式により1階部分の老齢年金を補完し、オーストラリアの高齢者の所得保障制度の強化を図るものである。税方式の老齢年金に対し、雇用主に掛金の強制的な拠出を義務付けることで、退職に備えて現役時代に資産を積み立てる制度である。雇用主による掛金は、被用者の任意の掛金と合わせて運用され、その運用実績が個人ごとの勘定に積み立てられる。また、スーパーアニュエーションの資産形成の促進のため、政府による助成も行われている。制度導入の動機としては、国民の貯蓄率の引上げを図る意図もあったと言われている。オーストラリアでは、税制優遇を用いながら自助努力型のスーパーアニュエーションへのシフトが図られており、将来は、スーパーアニュエーションの資産の増加により、老齢年金の満額受給者の比率が減少し、老齢年金を受給しない者や部分年金の受給者の比率が増加すると見られている⁽⁴⁰⁾。

雇用主は、被用者のために、法令に準拠した退職年金基金 (superannuation fund、以下単にファンドという) にスーパーアニュエーションの掛金を払い込む。雇用主による掛金は、制度導入当初は、被用者の賃金の3%とされたが、段階的に引き上げられ、2002年7月以降は9%となっている。雇用主は、任意で9%以上の掛金を拠出することも可能である。また、被用者自

(37) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*(19)

(38) Australian Government, Department of Human Services, "Allowable working hours while receiving Disability Support Pension." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/enablers/centrelink/disability-support-pension/allowable-working-hours>>

(39) Australian Government, Department of Human Services, *op.cit.*(29)

(40) Commonwealth of Australia, "Australia to 2050: future challenges, Chapter 4: Ageing pressures and spending," *Intergenerational Report 2010*, January 2010, p.61. <http://archive.treasury.gov.au/igr/igr2010/report/pdf/IGR_2010.pdf>

身も任意で付加的に掛金を拠出することができる。実際は、業種で異なるが、企業は9~12%を拠出し、加入者は4~5%の上乗せをすることが多い⁽⁴¹⁾。2012年6月における1年間のスーパーアニュエーションの掛金額はトータルで1175億ドルであった(表4)。そのうち雇用主の拠出が821億ドル、被用者、自営業者等の加入者の掛金が342億ドルとなっている。また、配偶者の掛金や政府による助成などのその他の掛金が約12億ドルとなっていた⁽⁴²⁾。

スーパーアニュエーションの資産を引き出せるのは、著しく経済的に困難な場合など一定の事情がない限り、55歳に達して退職したとき、あるいは退職しなくても65歳になったときである。スーパーアニュエーションのうち、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される確定拠出型が80%以上であり、将来の給付額があらかじめ定まっている確定給付型は公務員や大企業の基金に見られる。ファンド

表4 スーパーアニュエーションの年間の掛金と給付費(2012年6月時点)

掛金(百万ドル)		
雇用主		82,071
加入者		34,179
その他		1,225
計		117,475
給付(百万ドル)		
一括払い		34,926
年金払い		34,820
計		69,746

(出典) Australian Prudential Regulation Authority, *Annual Superannuation Bulletin*, June 2012, p. 38. <<http://www.apra.gov.au/Super/Publications/Documents/June%202012%20Annual%20Superannuation%20Bulletin.pdf>> に基づき筆者作成。

への掛金と運用利益には、税制上の優遇措置が講じられ、ファンドは、掛金を株や不動産、マネージド・ファンドなど多くのものに投資している。2008年の世界金融危機で運用実績は悪化したものの、その後持ち直している。

2 加入対象者

一般に、18歳から69歳まで(2013年7月から18歳から74歳までとなる)⁽⁴³⁾の被用者で、月に450ドル(税引き前)以上の賃金を得ている者がスーパーアニュエーションの加入対象者である。多くの場合、被用者は雇用直後(少なくとも雇用から3か月以内)にスーパーアニュエーションに加入し、雇用主は当該被用者のために掛金をファンドに払い込む必要がある。フルタイム労働であるか、パートタイム労働であるか、不定期労働であるかを問わない。現在、すべての被用者のうち92%がスーパーアニュエーションの適用を受けている⁽⁴⁴⁾。被用者が一時的なオーストラリアの居住者である場合も、雇用主は掛金を払わなくてはならない。また、雇用主のため一時的に海外で働く場合も、雇用主は掛金を払い続けなければならない⁽⁴⁵⁾。

18歳未満の被用者の場合は、月に450ドル以上の賃金を得ていて、かつ、フルタイム、パートタイム、不定期労働を問わず、週に30時間以上就労している者が加入対象者である。また、後述の退職移行制度(transition to retirement measure)により、スーパーアニュエーションの給付を受けながら就労している被用者も加入対象者である。雇用主が掛金を払わなくてよい

(41) 遠藤忠彦「オーストラリアとニュージーランドの確定拠出年金の動向」『年金と経済』114号, 2010.7, p.41.

(42) Australian Prudential Regulation Authority, *Annual Superannuation Bulletin*, June 2012, p.31. <<http://www.apra.gov.au/Super/Publications/Documents/June%202012%20Annual%20Superannuation%20Bulletin.pdf>>

(43) 現在、スーパーアニュエーションの対象となる被用者の上限年齢は70歳未満であるが、2013年7月から、75歳未満に引き上げられる。これにより、任意の掛金や自営業者の掛金における年齢制限(75歳未満)と合致することになる。これは、熟練労働者が労働力として残ることを促進するための政策である。Australian Government, "Superannuation -Raising the Superannuation Guarantee Age Limit from 70 to 75." <http://www.futuretax.gov.au/content/Content.aspx?doc=FactSheets/super_guarantee_age_limit_70_75.htm>

(44) Australian Prudential Regulation Authority, *op.cit.*(42), p.51.

(45) Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: Eligibility." <http://www.ato.gov.au/individuals/distributor.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=4#P89_6835>

非対象者は、月に450ドル未満の賃金の被用者、18歳未満で週の労働時間が30時間未満の被用者、70歳以上の被用者（2013年7月からは75歳以上）、パートタイムのベビーシッターや家事手伝いなど、週30時間以内の私的あるいは家事的労働に従事する被用者である。請負契約であっても、その報酬が主としてその労働に対して支払われ、成果物よりもむしろ労働時間に対して支払われている場合は、スーパーアニュエーションの加入対象者となる。⁽⁴⁶⁾

自営業者の場合、自分自身のためにファンドに掛金を払う必要はなく、加入は任意である。また、無職であっても、スーパーアニュエーションに加入し、ファンドに掛金を払うことができる。無職あるいは低所得である場合、その配偶者がその者のために掛金を払うことも可能である。自営業者や無職の者が65歳に達すると、それ以降は、連続した30日間において少なくとも40時間以上の有償の労働をしていることが加入の条件となる。75歳以降は、掛金を払うことはできない。⁽⁴⁷⁾

3 掛金

(1) 掛金額

被用者がスーパーアニュエーションの加入対象者に当たる場合は、雇用主は当該被用者のために、最低でも通常時の賃金の9%に相当する掛金を被用者のファンドに拠出しなくてはならない。雇用主は、少なくとも3か月ごとに掛金を払う必要があるが、2週間ごと、あるいは1

か月ごとのように、これよりも短い期間で定期的に払うことも可能である⁽⁴⁸⁾。

雇用主の義務である最低9%の掛金率は、今後、段階的に引き上げられることになっている。すなわち、2013年7月1日から9.25%となり、2014-15年度は9.5%、その後は1年に0.5%ずつ引き上げられ、2019-20年度からは12%となる予定である。これは、人口高齢化に備え、個人および国民全体の貯蓄を増加させるための措置である。これにより、多くの被用者の退職時における資産高がかなり増加する。例えば、平均的な賃金で30年働いてきた被用者の退職時における資産は、これまでより10万8000ドル増加すると見られている。⁽⁴⁹⁾

掛金の計算のベースとなる賃金は、通常の労働時間における賃金であり、手当、歩合、ボーナスなども含まれるが、超過勤務手当は除外される⁽⁵⁰⁾。ベースとなる賃金には上限額（maximum contribution base）が設定されており、雇用主は、この上限を超える賃金にかかる掛金を払う必要はない。上限額は毎年改定されるが、2012-13年度については、四半期において4万5750ドルとなっている⁽⁵¹⁾。

スーパーアニュエーションにおける資産は、税の優遇措置や政府による助成があるため、有利な投資である。このため、被用者は追加的に任意の掛金をファンドに払うことが可能である。また、自営業者や無職者も任意でスーパーアニュエーションに加入し、掛金を払うことができる。これらの場合における掛金額は任意に

(46) Australian Taxation Office, *Super: What employers need to know*, November 2012, pp.7-8. <<http://www.ato.gov.au/content/downloads/BUS00108513n71038.pdf>>

(47) Australian Securities & Investments Commission, *op.cit.*(4)

(48) Australian Taxation Office, *op.cit.*(46), p.14.

(49) Australian Government, "Superannuation - Increasing the Superannuation Guarantee Rate to 12 Per Cent." <http://www.futuretax.gov.au/content/Content.aspx?doc=FactSheets/super_guarantee_rate_to_12_percent.htm>

(50) Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: How much your employer should pay." <http://www.ato.gov.au/individuals/distributor.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=7#P166_12178>

(51) Australian Taxation Office, "Key superannuation rates and thresholds: Maximum super contribution base." <<http://www.ato.gov.au/superfunds/content.aspx?menuid=0&doc=/content/60489.htm&page=23&H23>>

決定できるが、後述するように税の優遇措置が受けられる上限額が設けられている。

(2) 掛金に対する課税

掛金に対する課税は、所得税課税前の所得からの掛金であるか、所得税課税後の所得からの掛金であるかによって扱いが異なる。所得税課税前の所得からの掛金には、雇用主が払う強制的な掛金、自営業者の払う掛金などがあるが、これらの掛金に対する税率は15%であり、一般の所得税に比べて優遇されている⁽⁵²⁾。ただし、税の優遇措置が受けられる掛金には上限が設けられており、2012-13年度における上限額は2万5000ドルである。上限を超えた掛金に対しては、31.5%の税率で課税される。⁽⁵³⁾

一方、所得税課税後の手取り賃金からの掛金、個人の貯蓄からの掛金、配偶者による掛金等については、一定限度額までは課税されない。限度額は、2012-13年度において、15万ドルである。加入者が65歳未満である場合は、限度額は2年間持ち越すことができるため、3年間で45万ドルまで課税されない⁽⁵⁴⁾。この限度額を超えると、超えた分について46.5%の税率で課税される⁽⁵⁵⁾。

(3) 政府による助成

政府からは、低所得者に対する所得税課税前の所得からの掛金への補助、および低・中所得者に対する所得税課税後の所得からの掛金への補助の2種類の助成が受けられる。低所得者に対する所得税課税前の所得からの掛金への補助

(Low income super contribution: LISC) は、所得が3万7000ドルを超えない低所得者のスーパーアニュエーションを援助するための助成である。この補助は、被用者あるいは雇用主が拠出する課税前の所得からの掛金の15%に相当する額である(2012-13年度)。ただし、1年度内に受けられる最大の補助額は500ドルであり、また最小額は20ドルである。⁽⁵⁶⁾

一定の低・中所得者が、所得税課税後の所得から個人掛金をファンドに払った場合も政府からの補助(Super co-contribution)が受けられる。その額は、ファンドに払った個人掛金の額と掛金を払った年度の補助率(2012-13年度において50%)により算定され、その最大額は500ドルである(2012-13年度)。この補助を受けるには所得の上限があり、所得が3万1920ドル(2012-13年度)以下であるならば、最大額の補助が受けられる。例えば所得の上限以下の所得の者が1,000ドルの個人掛金を払った場合は、1ドルにつき50セントの補助が受けられ、500ドル

⁽⁵²⁾ スーパーアニュエーションの掛金は、課税前の賃金から払うことができ、これらの掛金には一定の限度内で払われる掛金に対して15%の課税となる。また、ファンドの収入に対して15%の率で、12か月以上投資資産を保有している場合はキャピタルゲインに対して10%の率で課税される。例えば、課税前賃金から10,000ドルを掛金として払ったとすると、掛金に対して15%が課税され、課税後の資産は8,500ドルである。最初の1年間で10%の運用益、つまり850ドルの運用益があったと仮定すると、運用益に対して15%、つまり127.5ドルが課税される。結果として1年後の資産は9,223ドルとなる。Mango Wealth Creation, "What is superannuation?" <<http://www.mangofinance.com.au/what-is-superannuation>>

⁽⁵³⁾ Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: Concessional (before tax) contributions." <http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=13#P339_24202>

⁽⁵⁴⁾ Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: Non-concessional (after tax) contributions." <http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=14#P376_27259>

⁽⁵⁵⁾ Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: Other contributions." <<http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=12&H12>>

⁽⁵⁶⁾ Australian Taxation Office, "Low income super contribution." <<http://www.ato.gov.au/content/00323725.htm?headline=LISC&segment=individuals.>>

が政府から支給される。所得が上限額を超える場合は、超えた1ドルにつき最大額から3.333セントが減額される。例えば、所得が4万ドルの者が1,000ドルの個人掛金を払った場合、補助の最大額である500ドルから264ドルが減額され、政府から236ドルが支給される。所得が4万6920ドルを超えると補助は受けられない⁽⁵⁷⁾。

4 ファンド

(1) ファンドの選択

被用者の多くは、掛金を積み立てるファンドを選択することができる。新規雇用においては、雇用主は、雇用の開始から28日以内にファンドを指定する書類を被用者に提供しなければならない⁽⁵⁸⁾。もし被用者がファンドを選択しない場合は、雇用主が指定するデフォルト・ファンドに掛金を払い込む。ファンドを選択することはいつでもできるが、ファンドを変えることができるのは年に1度だけである。労使協定に基づいて支払われている場合や、法規で選択が除外されている連邦や州の公務員の場合など、ファンドを選択できないこともある⁽⁵⁹⁾。

(2) ファンドの種類

スーパーアニュエーションのファンドには、以下の5つの基本タイプがある(表5)⁽⁶⁰⁾。

(i) 企業ファンド (Corporate funds)

企業ファンドは、一般的には、特定の企業や雇用主の下で働く被用者が加入するファンドである。一部には、元の被用者や被用者の家族が加入できるファンドもある。単独で、あるいは

グループ企業がそのファンドを運営し、あるいは投資マネージャーや投資顧問会社を通じて運営する。ファンド数は2012年9月時点で119である⁽⁶¹⁾。

(ii) インダストリー・ファンド (Industry funds)

インダストリー・ファンドは、基本的に特定の産業で働く被用者を対象とするものであるが、すべての人にオープンなファンドも多い。ファンド数は56である。

(iii) 公的部門ファンド (Public sector funds)

公的部門ファンドは、連邦や州政府の職員が加入するファンドである。ファンド数は39である。

(iv) リテール・ファンド (Retail funds)

リテール・ファンドは、金融機関によって運用されるファンドで、すべての人を対象とする。ファンド数は133である。

(v) 自家運用ファンド (Self-managed super funds: SMSFs)

自家運用ファンドは、本人と、それ以外の3人(本人の親族でない限り、本人の被用者であってはならない)までの人が加入できるファンドで、他のファンドと同様の機能を有する。ただし、自家運用ファンドは自己で運用し、すべての責任を負う。他のファンドと同様に税制上の優遇措置を受け、自家運用ファンドへの掛金は15%の税率で課税される⁽⁶²⁾。ファンド数は48万8576である。

(3) ファンドの運用と監督機関

ファンドの資金は、自家運用ファンドを除い

⁽⁵⁷⁾ Super Guide, "Cashing in on the co-contribution rules (2012/2013 year)." <<http://www.superguide.com.au/how-super-works/cashing-in-on-the-co-contribution-rules-2012-2013>>

⁽⁵⁸⁾ Australian Taxation Office, *op.cit.*(46), p.9.

⁽⁵⁹⁾ Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: Choosing a super fund." <<http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=10&H10>>

⁽⁶⁰⁾ Australian Securities & Investments Commission, *op.cit.*(4), p.6.

⁽⁶¹⁾ Australian Prudential Regulation Authority, *Quarterly Superannuation Performance*, September 2012, p.7. <<http://www.apra.gov.au/Super/Publications/Documents/Reissued-Sep-2012-Quarterly-Performance-publication-PDF-version.pdf>>

⁽⁶²⁾ Australian Taxation Office, *op.cit.*(59)

て、専門の運用委託機関が運用する。運用委託機関は、公正かつ慎重に行動し、すべての加入者にとって最も利益になるよう運用しなければならない。これらを監督するのが、金融監督庁（Australian Prudential Regulation Authority）である。金融監督庁は、運用委託機関がその義務を果たしているかを監督し、また、ファンドの毎年の会計をレビューして法令が順守されているかを評価する。

一方、自家運用ファンドは、国税局（Australian Taxation Office）の監督のもと、ファンド加入者が直接運用する。国税局は、自家運用ファンドがルールを厳守するよう監督し、また、スーパーアニュエーションの資産から徴税する。

オーストラリア証券投資委員会（The Australian Securities and Investment Commission）は、スーパーアニュエーションを含めて、金融サービス分野における消費者の保護に責任を有している。専門のウェブサイトを通じて、国民に投資についての情報を提供し、スーパーアニュエーションに関する計算ツールを用意している。⁽⁶³⁾

表5 ファンドの主要タイプ別保有資産とファンド数（2012年9月時点）

ファンドのタイプ	資産(億ドル)	ファンド数
企業ファンド	581	119
インダストリー・ファンド	2,811	56
公的部門ファンド	2,323	39
リテール・ファンド	3,866	133
自家運用ファンド	4,585	488,576
その他	467	3,357
計	14,633	492,280

（出典） Australian Prudential Regulation Authority, *Quarterly Superannuation Performance*, September 2012, p.7. <<http://www.apra.gov.au/Super/Publications/Documents/Reissued-Sep-2012-Quarterly-Performance-publication-PDF-version.pdf>> に基づき筆者作成。

（4） ファンドの規模と実績

2012年9月30日時点におけるスーパーアニュエーションのファンドの総資産は、1兆4633億ドルである。総資産のうち、最も多いのは自家運用ファンドで4585億ドル、リテール・ファンドが3866億ドル、インダストリー・ファンドが2811億ドル、公的部門ファンドが2323億ドル、企業ファンドが581億ドルとなっている⁽⁶⁴⁾。割合で見ると、自家運用ファンドが31%、リテール・ファンドが26%、インダストリー・ファンドが19%、公的部門ファンドが16%、企業ファンドが4%である⁽⁶⁵⁾。また、総資産（5人以上のファンド）のうち、82.7%が確定拠出（積立）型、17.3%が確定給付型となっている（2012年6月時点）⁽⁶⁶⁾。

加入者のスーパーアニュエーションの資産を見ると、自家運用ファンドの加入者が最も大きく、平均で48万500ドルである。企業ファンドの加入者は平均で10万1800ドル、公的部門ファンドの加入者は平均で6万6100ドル、リテール・ファンド、インダストリー・ファンドは比較的少なく、それぞれ、2万4100ドル、2万2900ドルとなっていた（2012年6月時点）⁽⁶⁷⁾。

2012年までの10年間におけるファンドの投資収益率の推移をみると、-11.5%から14.5%までの幅がある（表6）。世界金融危機により、2008年から2009年の収益率は大幅に下落したが、その後回復している。この10年間における平均収益率は年4.4%である⁽⁶⁸⁾。また、スーパーアニュエーションのファンドの資金の投資先は、オーストラリアの株式が27.5%、国外の株式が23.2%、オーストラリアの債券が8.6%、国外の債券が5.4%、不動産が10.1%、預金等が8.9%、その他が16.3%となっている（2012年6

⁽⁶³⁾ Australian Securities & Investments Commission, *op.cit.*(4), p.7.

⁽⁶⁴⁾ Australian Prudential Regulation Authority, *op.cit.*(61), p.7.

⁽⁶⁵⁾ *ibid.*, p.5.

⁽⁶⁶⁾ Australian Prudential Regulation Authority, *op.cit.*(42), p.7.

⁽⁶⁷⁾ *ibid.*, p.31.

⁽⁶⁸⁾ *ibid.*, p.45.

表6 スーパーアニュエーションファンドの年間投資収益率の推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均 (2003-2012)
投資収益率 (%)	-2.1	12.2	12.2	13.3	14.5	-8.1	-11.5	8.9	7.8	0.5	4.4

※各年6月末における投資収益率。

(出典) Australian Prudential Regulation Authority, *Annual Superannuation Bulletin*, June 2012, p. 45. <<http://www.apra.gov.au/Super/Publications/Documents/June%202012%20Annual%20Superannuation%20Bulletin.pdf>> に基づき筆者作成。

月時点)。⁽⁶⁹⁾

5 給付

通常、保全年齢 (preservation age) と呼ばれる法令による最低限の年齢 (現在 55 歳) に達し、かつ退職したとき、あるいは退職しなくても 65 歳に達したときに、スーパーアニュエーションを受給できる。ただし、著しく経済的に困難な場合、医療を要する場合、一時的または恒久的な障害になった場合、死亡した場合などは保全年齢前の早期給付を申請できる。保全年齢は、現在 55 歳であるが、2015 年から 2025 年にかけて、段階的に 60 歳に引き上げられることになっている⁽⁷⁰⁾。

給付は、一括で受け取るか、あるいは年金の形で受け取るかを選択できるが、年金型が税制上の優遇措置などにより奨励されている。年金型には、終身年金、平均余命年金、配分年金 (毎年引き出すべき最低額と最高額が決まっている)、有期年金がある⁽⁷¹⁾。年金を購入し、自分で運用方法と毎月の受取額を決める。

保全年齢に達した者が、完全に引退することなく、パート労働などを続けながらスーパーアニュエーションを受給できる方法として退職移行制度がある。すなわち、保全年齢に達したな

らば、就労所得を補足するため、スーパーアニュエーションの資産から定期的な給付として、その一部を引き出し、これにより、パート労働の収入に追加することで、所得を減らすことなく、労働時間を減らすことが可能である⁽⁷²⁾。退職移行制度の下では、一時金として一括で受け取ることにはできない。毎年引き出せる額には上限があり、年金のように定期的な給付として受け取る。各年において引き出せる額は、その年度の当初におけるファンドの残高の 10% までである⁽⁷³⁾。

スーパーアニュエーションの給付に対する課税は、各人の年齢や、ファンドの原資が課税済みであるか非課税であるか、一括で受け取るか等により異なる。60 歳以降に、課税済みのファンドから給付を受ける場合は、一括して受けようが定期的に受けようが非課税である⁽⁷⁴⁾。

IV 人口高齢化と年金制度の改革

1 オーストラリアの人口高齢化

オーストラリアにおいても、他の先進諸国と同様に人口高齢化の問題に直面している。我が国ほどの深刻な状況ではなく、出生率も比較的高いものの、オーストラリアの高齢化率は、今

⁽⁶⁹⁾ *ibid.*, p.7.

⁽⁷⁰⁾ 1960 年 7 月 1 日より前の生まれの者は 55 歳であるが、1964 年 7 月 1 日以降の生まれの者は 60 歳となる。Australian Taxation Office, "Guide to superannuation for individuals - overview: When you can access your super." <http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?menuid=0&doc=/content/00250233.htm&page=24#P795_54075>

⁽⁷¹⁾ 西村淳「オーストラリアの年金制度」『年金と経済』121 号, 2012.4, p.83.

⁽⁷²⁾ Australian Taxation Office, *op.cit.*⁽⁷⁰⁾

⁽⁷³⁾ Australian Taxation Office, "Transition to retirement." <<http://www.ato.gov.au/individuals/content.aspx?doc=/content/74219.htm>>

⁽⁷⁴⁾ Australian Securities & Investments Commission, *op.cit.*⁽⁴⁾, p.38.

後40年間でかなり上昇すると見られている。世代によって伸び率は異なるが、2050年まで各世代とも人口は増加する(表7)。中でも高齢者の人口の増加が大きい。オーストラリアの全人口に対する65歳以上の高齢者の人口の比率を見ると、1970年には8.3%であったが、2010年には13.5%となり、2050年までに22.6%になると予測されている。85歳以上の高齢者に限ると、より急速であり、2010年の1.8%から2050年には5.1%に上昇すると見られている。⁽⁷⁵⁾

現役世代人口(15-64歳)に対する65歳以上人口の比率を見ると、2010年において20%である。この比率は、2050年には37.6%に上昇すると見られている。すなわち、2010年において5人で1人の高齢者を支えているものが、2050年には2.7人で1人を支えなくてはならない⁽⁷⁶⁾。高齢者の平均余命に関しては、オーストラリアの現在の65歳時の平均余命は、男性が86歳、女性が89歳である。これが、2050

年には、男性が92歳、女性が93歳に伸びると見られている⁽⁷⁷⁾。

このような高齢化の進展は、今後40年間の政府の財政に深刻な影響を与える。高齢化による年金給付費や医療費の増加により、政府の総支出は、2015-16年度におけるGDPの22.4%から、2049-50年度にはGDPの27.1%に上昇し、現在価値で、600億ドル増加すると予測されている⁽⁷⁸⁾。この結果、40年後には、支出が収入をGDP比で2.75%超えると見込まれている⁽⁷⁹⁾。現在、政府支出の4分の1以上が、医療、老齢年金、高齢者介護に向けられている。支出増加の抑制策を取らない限り、今後40年間に於いて、高齢者関連の支出はかなり増加し、政府支出の半分近くをこれらの分野で占めることになる。GDP比で見ると、2049-50年度には、医療への支出は現在の4.0%から7.1%へ、老齢年金は2.7%から3.9%へ⁽⁸⁰⁾、高齢者介護は、0.8%から1.8%へ増加すると見られている⁽⁸¹⁾。

表7 オーストラリアの人口高齢化の予測

	1970	2010	2020	2030	2040	2050
総人口(百万人)	12.5	22.2	25.7	29.2	32.6	35.9
0-14歳	3.6	4.2	4.9	5.4	5.7	6.2
15-64歳	7.9	15.0	16.6	18.2	20.0	21.6
65-84歳	1.0	2.6	3.7	4.8	5.6	6.3
85歳以上	0.1	0.4	0.5	0.8	1.3	1.8
総人口に対する比率						
0-14歳	28.8	19.1	19.0	18.3	17.4	17.2
15-64歳	62.8	67.4	64.7	62.4	61.3	60.2
65-84歳	7.8	11.7	14.3	16.6	17.2	17.6
85歳以上	0.5	1.8	2.1	2.7	4.0	5.1

(出典) Commonwealth of Australia, "Australia to 2050: future challenges, Chapter 1: Long-term demographic and economic projections," *Intergenerational Report 2010*, January 2010, p.9. <http://archive.treasury.gov.au/igr/igr2010/report/pdf/IGR_2010.pdf>に基づき筆者作成。

⁽⁷⁵⁾ Commonwealth of Australia, *op.cit.*(2), p.9.

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*, p.10.

⁽⁷⁷⁾ Actuaries Institute, *Australia's Longevity Tsunami - What Should We Do? White Paper*, August 2012, p.6. <<http://www.actuaries.asn.au/Library/WhitePapers/2012/AI-WP-Longevity-FINALWEB.pdf>>

⁽⁷⁸⁾ Commonwealth of Australia, *op.cit.*(40), p.45.

⁽⁷⁹⁾ Commonwealth of Australia, "Australia to 2050: future challenges," *Intergenerational Report 2010*, January 2010, p.x. <http://archive.treasury.gov.au/igr/igr2010/report/pdf/IGR_2010.pdf>

⁽⁸⁰⁾ 老齢年金(退役軍人年金を含む)の給付費は、2008-09年においてGDPの約2.4%であった。その後、2009年9月に給付額が改善されたため、2009-10年におけるGDP比は約2.7%に上昇した。これら老齢年金等の支給額は、2049-50年において、GDP比3.9%に上昇すると見られている。Commonwealth of Australia, *op.cit.*(40), p.59.

2 最近の年金改革

GDP 比における将来の老齢年金給付費の増加はかなりのものである。しかし、オーストラリアの老齢年金にはミーンズテストがあり、困窮の軽減を主たる目的としているため、年金制度の財政は、他の OECD 諸国と比較すると良好な状況にあると言える。多くの OECD 諸国では賦課方式による現役時代の所得比例年金であり、結果として、人口高齢化による財政上の厳しさが増している⁽⁸²⁾。一方、オーストラリアの年金は、1 階が税方式、2 階が積立方式であるため、比較的、高齢化の影響は受けにくい構造となっている。

しかし、それでも高齢化が進む中で、年金制度を持続するためには、十分な生活水準を受給者に保障しながらも、将来のオーストラリア国民がその負担に耐えられるものでなくてはならない。このためオーストラリア政府は、2009 年に、老齢年金について「支給開始年齢の引上げ」、「所得テストの強化と年金資源の低所得者への重点化」、「高齢者の就労促進」等の改革を実施した。また、スーパーアニュエーションの強制的掛金率を 9% から 12% へ引き上げることも決定した。

(1) 支給開始年齢の引上げ

医療技術の進歩やライフスタイルの変化で、高齢者はより長く生き、健康な退職生活を送るようになってきている。にもかかわらず、年金の支給開始年齢は、1909 年に制度が導入されて以来 65 歳に据え置かれていた。老齢年金が導入された当時、65 歳で引退する男性の平均余命は 11 年であった。また、当時、年金開始年齢まで生存する男性は約半分であった。今日

では、男性人口の 85% が年金開始年齢に到達し、支給開始年齢における平均余命は 21 年である。これに対応するため、2009 年の年金改革では、老齢年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることになった。2017 年から、2 年に 0.5 歳ずつ引き上げ、2023 年には 67 歳に引き上げられる。このような改革は、他の OECD 諸国でも行われている。アメリカ、ドイツ、アイスランド、ノルウェー、デンマークでは、現在 67 歳であるか、67 歳に向かって引上げ中である。イギリスでは、68 歳に引き上げることになっている。⁽⁸³⁾

(2) 所得テストの強化と年金資源の重点化

老齢年金の支給額の水準は、単身世帯の場合、以前は男性の平均週賃金の 25%、夫婦世帯は 40% であったが、単身世帯は 27.7%、夫婦世帯は 41.76% に引き上げられた。一方、一定額（現在、単身世帯で 152 ドル、夫婦世帯で 268 ドル）を超える所得 1 ドルにつき年金から減額されるレートが、40 セントから 50 セントに引き上げられた。この所得テストの強化の目的は、年金原資の配分をより必要とする人たちに重点化することにある⁽⁸⁴⁾。

(3) 高齢者の就労促進

高齢化が進む中で、高齢者が就労を継続できるような環境作りが求められる。このため、オーストラリア政府は、就労所得をより寛大に扱うワーク・ボーナス制度を導入することで、高齢者の就労を促進することとした。導入当初のワーク・ボーナス制度は、2 週間の就労所得の最初の 500 ドルの半分のみを所得テストの所得とするものであった。その後、最初の 250 ドル

(81) *ibid.*, p.47.

(82) *ibid.*, p.61.

(83) Commonwealth of Australia, *Secure and Sustainable Pensions*, May 2009, p.8. <http://www.budget.gov.au/2009-10/content/glossy/pension/download/pensions_overview.pdf>

(84) ただし、実際は、受給者のうち 70% は、この所得テストの強化により減額されることはなく、新しいシステムに移行している。単身世帯でみれば、93% が減額されない。満額年金を受給している者を含め、多くの受給者は、以前より受給額が良くなった。*ibid.*, p.9.

を所得テストの所得として算入しないことと改正された。一方、それまでの老齢年金の繰延べ受給に伴って一時金を給付するペンション・ボーナス制度⁽⁸⁵⁾が廃止された。その制度は複雑で、労働参加を促進するという目的に合っていないと考えられたからである。⁽⁸⁶⁾

(4) スーパーアニュエーションの掛金率の引上げ
スーパーアニュエーションの現在の掛金率は9%であるが、2013-14年度から2019-20年度にかけて、段階的に12%に引き上げることになっている⁽⁸⁷⁾。これにより、約840万人の被用者が恩恵を受けると見られている⁽⁸⁸⁾。スーパーアニュエーションの資産は、今日では1.4兆ドルを超え、オーストラリア国民の貯蓄率の増加に多大な貢献をしてきた。スーパーアニュエーションの掛金率の引上げによる資産の増加分は、2020年には1年に100億ドル、2035年には1年に350億ドルに達すると見込まれている。掛金率の引上げにより、現行のスーパーアニュエーションの資産は、総額で5000億ドル近く追加的に増加すると見られている。⁽⁸⁹⁾

V 今後の課題

オーストラリア政府のレポート⁽⁹⁰⁾では、2050年の老齢年金の給付費は、GDP比で現在の2.7%から3.9%へ上昇すると予測されてい

る。しかし、政府の見通しよりも、平均余命の伸びがもっと大きく、老齢年金の給付費の上昇はそれ以上であるとの観測もある⁽⁹¹⁾。このような状況において、高齢者の退職時期が早いことは老齢年金の財政圧迫の要因となる。より長く働くことができれば、個人にも社会にも有益である。就労の継続によりスーパーアニュエーションの資産高は増え続け、また社会的には、高齢者が年金受給者からタックスペイヤーに変わるからである。

このような観点から、現在のオーストラリアの年金制度において、改革の余地がいくつか指摘されている。現在の制度には、「スーパーアニュエーションの資産を55歳から引き出すことができる」「60歳からのスーパーアニュエーションの給付は非課税である」など、高齢者の早期退職を促進する面があるからである。このため、以下のようなことが提案されている⁽⁹²⁾。

① スーパーアニュエーションの年金型給付の促進

現在、60歳以上のスーパーアニュエーションの加入者は、ファンドから非課税かつ一括払いで受け取ることができる。これにより、退職時にファンドからすべて引き出し、それらを使い果たし、老齢年金に頼る傾向があると言われる。このため、一定額以上のスーパーアニュエーションの資産を有する退職者に、強制的に終身年金のような年金商品を購入させるべきだと

(85) ペンション・ボーナス制度は、老齢年金の支給開始年齢を過ぎても老齢年金を請求しないで働き続ける（年に960時間以上の有償労働）高齢者に、繰り延べた期間に応じて一定額を一時金として給付する制度である。現在は廃止されており、その適用を受けるのは2009年9月20日以前に老齢年金の受給資格者となった者のみである。Australian Government, Department of Human Services, "Pension Bonus Scheme." <<http://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/pension-bonus-scheme>>

(86) Commonwealth of Australia, *op.cit.*(83), p.10.

(87) 掛金率の段階的な引上げの発表から実施まで3年間の期間を設けている。政府は、これにより、「賃金交渉において、使用者が掛金の増加を計算に入れる余裕を与えている」、「多くの雇用主は、法人税の控除ができるし、懸念を緩和する時間もある」と説明している。Australian Government, *op.cit.*(49)

(88) *ibid.*

(89) *ibid.*

(90) Commonwealth of Australia, *op.cit.*(40), p.59.

(91) Actuaries Institute, *op.cit.*(77), p.8.

(92) *ibid.*, p.10.

いう主張も出ている。強制とまではいかなくても、一定額以上の資産を有する退職者が年金タイプの給付を受けることにインセンティブを与えるべきである、あるいは、一括払いで受け取ることによりディスインセンティブを導入すべきであるとの意見も出されている。⁽⁹³⁾

② ミーンズテストの改革

老齢年金の支給開始年齢以降も就労を継続する場合、現行制度では、就労所得により老齢年金が減少するため、高齢者の就労の継続を阻害していると言われている。また、ミーンズテストによる老齢年金の減額と、就労所得に対する所得税と税控除による所得の変化を比較しなくてはならない現行制度は、高齢者にとって複雑であると指摘されている。この複雑さを排除し、また、高齢者の就労を促進するためにも、就労所得をミーンズテストから除外するべきであるとの意見が出されている。⁽⁹⁴⁾

③ 繰延べ受給による老齢年金の増額の導入

老齢年金の受給資格を有する高齢者が支給開始年齢以降も就労を継続し、老齢年金の受給を繰り延べる場合に、増額した老齢年金を支給する繰延べ受給制度を導入するべきであるとの主張がある。これにより、高齢者が、退職期の初期をスーパーアニュエーションで生活し、その後増額された老齢年金で生活することも考えられる。繰延べ受給制度は、多くの OECD 諸国で採用されている。⁽⁹⁵⁾

④ 支給開始年齢の引上げ

オーストラリアでは、既に、老齢年金の支給開始年齢を 67 歳に引き上げることにしている。しかし、さらに長期的に、平均余命の伸びに合

わせて老齢年金の支給開始年齢を引き上げることが検討することが提案されている。また、スーパーアニュエーションの保全年齢を、現行の 55 歳から引き上げ、老齢年金の支給開始年齢の 3~5 年前に設定するべきであるとの意見が出されている。これが実現すれば、現在の老齢年金の支給開始年齢の引上げを基にすると、2023 年には、保全年齢は 62 歳に引き上げられることになる。⁽⁹⁶⁾

おわりに

オーストラリアの高齢化の状況は、我が国ほど厳しくはない。にもかかわらず、オーストラリアでは、将来の高齢化を見こして、老齢年金の支給開始年齢を 67 歳に引き上げる改革を実行し、さらなる引上げも議論されている。一方、我が国では社会保障・税一体改革に関する一連の検討において、支給開始年齢の引上げが議論されたものの、中長期的な課題として先送りされた⁽⁹⁷⁾。しかし、支給開始年齢の引上げについては、いつかやらざるを得ず、早めに議論する必要があるという意見⁽⁹⁸⁾もあり、今後は支給開始年齢の引上げが重要な論点となろう。支給開始年齢の引上げには、高齢者の就労環境の整備や、私的年金の強化などの対策の検討が必要である。オーストラリアにおける年金改革の議論は、今後の我が国の年金改革にも参考になる点が多々あると思われる。

(なかがわ ひであき・専門調査員)

⁹³ *ibid.*, p.12.

⁹⁴ *ibid.*, p.32.

⁹⁵ *ibid.*, p.13.

⁹⁶ *ibid.*, p.14.

⁹⁷ 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)

⁹⁸ 「創論 年金の支給年齢引き上げ 是か非か 慶応義塾大学教授 駒村康平氏 68 歳開始、労使も努力を」『日本経済新聞』2011.11.20, p.9.